

仕 様 書

- 1 業務名 令和8年度
佐久市学校給食望月センター学校給食配送業務（単価契約）
- 2 業務箇所 佐久市協和6925 佐久市学校給食望月センター
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務概要 望月センターにおける学校給食のコンテナを使用して管内小中学校3校へ配送するとともに、給食終了後、食器類の回収をセンターの指定した時間に行う。

（1）管内小中学校

- ア 浅科小学校
- イ 望月小学校
- ウ 浅科中学校

（2）給食配送車

市所有の2台の配送車を使用し、燃料、定期点検整備等の費用は市が負担する。

普通貨物自動車 最大積載量 2.0t

（3）配送従事者

配送従事者は、給食配送車1台に運転手1名と補助者1名を従事させるものとし、2台分として運転者2名、補助者2名の計4名とする。

なお、配送従事者は、業務に対する熟練及び安全性を担保する観点からやむを得ない場合を除き専任とする。

（4）運行

ア 配送日数は、205日（予定）とする。

イ 経路（基本）

（ア）1号車 望月センター ⇄ 望月小学校及び浅科中学校
（又は浅科小学校） 4往復

（イ）2号車 望月センター ⇄ 浅科小学校（又は浅科中学校） 2往復

ウ 時間

- (ア) 配送 概ね午前 11 時 30 分から午後 12 時 30 分の 1 時間
- (イ) 回収 概ね午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分の 1 時間

エ 上記イの経路及びウの時間は、見積書作成のための一般的な目安とするものであり、学校行事等及びその日の調理状況に応じて若干の変動があるため、詳細な経路、時間についてはその都度連絡する。

5 その他

- (1) 現場を十分確認のうえ、業務に必要な経費はすべて見積りに含めること。
- (2) 受託者（以下「乙」という。）は、作業員に白衣、靴等を着用させ、上着には名札をつけさせること。
- (3) 作業員は、事故防止及び建物、器物等の損害防止に努めなければならない。
また、業務中に建物、器物等を損傷したときは、乙はその賠償の責を負うこと。
- (4) 点検等業務に使用する機械・器具は、すべて乙の負担とする。
- (5) 乙は、学校給食の配送ということを常に意識し、作業員の健康・衛生管理に注意を払い、伝染病等の疑いがある者を従事させてはならない。
- (6) 業務実施にあたり、労働安全衛生法関係法令に従い十分な安全管理を行い、各種事故、災害発生防止に万全を期すること。
- (7) 作業員は、配送車の整備、清掃等を行い、常に良好な状態で運行できるように努めること。
- (8) 業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (9) 本仕様書に該当しない事項については、その都度協議のうえ実施すること。
- (10) 入札書には、1日1台当たりの単価（税抜）を記載すること。